

井泉小学校・三田ヶ谷小学校・村君小学校再編成準備委員会  
第10回 通学部会

会 議 録

日 時	令和6年6月19日(水) 午後6時30分～午後7時10分
場 所	三田ヶ谷公民館 講堂
委 員	平野部会長、細村委員、窪岡委員、渡邊委員、渋谷委員、関根委員、須永委員、高野委員、島崎委員、吉田委員、赤坂委員、今成委員、末柄委員、斉藤委員、新井委員、蓮見委員、折原委員
事 務 局	米花教育総務課長、蓮見学校教育課長、平川教育総務課総務係長
会議の内容	1 開会 2 部会長あいさつ 3 議事 (1) スクールバス運行の手引き(案)について (2) スクールバス停留所の変更等について (3) その他 4 閉会

会 議 録

1 開 会	司 会 (教育総務課係長)	井泉小学校・三田ヶ谷小学校・村君小学校再編成準備委員会 第10回通学部会を開会する。
2 部会長あいさつ	部会長	<部会長あいさつ>
	司 会 (教育総務課係長)	議事の進行については、部会長にお願いする。
	部会長	議事に入る。本日の会議の目的は、スクールバス運行の手引き(案)と、運行ルート(案)の変更について協議することである。
3 議 事 (1) スクールバス運行の手引き(案)について	部会長	議事(1)スクールバス運行の手引き(案)について、事務局より説明を求めた。
	事務局 (教育総務課長)	資料1に基づき説明する。 1 スクールバス運行の手引き(案)は、他市

		<p>の事例を参考にし、スクールバスの運行について、主に保護者に説明する資料として作成した。目次のとおり大きく7つの項目に分けている。内容については、バス事業者である㈱協同バスにも協議をお願いしている。</p> <p>1 運行日、運行時刻等についてである。</p> <p>(1) 運行日は、原則として児童が登校する日となる。契約上では、登校とは別に、学校行事等において、日中の10日間バスを運行することができる。</p> <p>(2) 基本運行経路、乗降場所は、まだ確定していないため、添付していない。</p> <p>(3) 運行便数は、4ルート、登校1便、下校2便である。</p> <p>(4) 運行時刻についても、まだ確定していない。なお、下校時における運行時刻は、学校で運行計画書を作成し、提出することを想定している。</p> <p>(5) スクールバス利用対象者についてである。現在の井泉小学校、三田ヶ谷小学校、村君小学校の通学区域のうち、スクールバスの対象となる通学区域を大字名で表示している。</p> <p>(6) 運行車両についてである。マイクロバス（29人乗り）を運行する。乗車する児童全員が一人1座席に着席し、シートベルトが装着されている車両を使用する。</p> <p>2 スクールバスの利用手続についてである。</p> <p>(1) スクールバスの利用申込について、スクールバスは、利用対象者全員が乗車することができるが、利用を希望する際は、届出書を提出してもらう。</p> <p>今年度の提出時期や提出方法は、今後学校と協議するが、12月頃までの提出を想定している。</p> <p>(2) は、スクールバスを利用中止の際の手</p>
--	--	---

		<p>続についてである。</p> <p>(3) は、スクールバスの利用報告についてである。バス利用届出書を基に、バス乗車名簿を作成することになる。なお、スクールバス利用対象者であって、スクールバスを利用しない場合は、保護者の責任において通学をお願いすることとなる。その際は、通学路の把握のため、学校までの経路図を提出していただくこととしている。また、初年度については、既に各校で協議をしてもらいバス停の位置を決定した経緯があり、希望があってもバス停の位置を変更することが非常に難しい。この手続において、バス利用届出書を提出してもらおうが、バス停については当方から指定することも考えられる。詳細については、今後学校と協議する。</p> <p>3 スクールバスを運行するに当たっての責務についてである。</p> <p>学校における責務は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) スクールバス乗車名簿の作成</li> <li>(2) 児童への安全指導</li> <li>(3) 月間運行計画表の作成及び配布</li> <li>(4) 登下校時刻を変更する場合のメール連絡</li> <li>(5) バスが大幅に遅延する際のメール連絡</li> <li>(6) バス到着時の名簿及び児童の確認</li> <li>(7) 事故、災害発生時の連携</li> <li>(8) 事故、欠席報告等の連絡体制の整備としている。</li> </ul> <p>バス事業者及び運転士の責務は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 健康管理体制の整備</li> <li>(2) 安全運行のための研修の実施</li> <li>(3) バスの乗降確認の徹底</li> <li>(4) バスが大幅に遅延する際の学校への連絡</li> <li>(5) 運転士によるルートの把握</li> <li>(6) 運転士によるシートベルト装着指導としている。</li> </ul>
--	--	--

		<p>4 利用者に関する注意事項について保護者      にお願ひする。</p> <p>連絡事項については、バス利用届出書の説明内      容と重複するため省略する。(4)の欠席連絡に      ついては、バス事業者及び学校にしてもらふこと      となる。</p> <p>決まりごとについての主なものは、</p> <p>(6)バスは、決められた時刻・乗降場所以外      の利用ができないこと。</p> <p>(8)バスに乗り遅れた場合は、保護者が責任      をもって学校まで送り届けること。      をお願ひする。</p> <p>5 運行に関する留意事項について、お知らせ      する。</p> <p>(1)毎年度、運行開始から10日間は、運転      士以外の添乗員が乗車し、乗車指導を行う。</p> <p>(2)児童一人ずつにICカードを配布し、乗      降確認を行う。</p> <p>(3)バス運行後の課題について、教育委員会、      学校、PTAによる意見交換を行う。</p> <p>(4)教育委員会、学校、バス事業者の連携は      密に行う。</p> <p>(5)スクールバスは道路事情等により遅れる      ことがある。</p> <p>(6)防犯上の観点から、バス停留所には看板      を設置しない。</p> <p>(7)この手引きの内容は、適宜見直しを行う。</p> <p>(8)バスルート等は、基本的に毎年見直しを      行う。</p> <p>(9)この手引きに記載のない事項は、別途協      議する。      としている。</p> <p>6 緊急時の対応については、前回会議におい      て報告した内容をまとめたものであるため、説明      は省略する。</p> <p>7 バス通学12のやくそく(児童向け)につ</p>
--	--	---

		<p>いてである。</p> <p>学校や保護者が、子どもたちを指導する際の資料として、守ってほしい項目を12個にまとめたものである。内容については、より分かりやすいものとなるよう、修正していきたいと思う。</p> <p>以降は、届出書などの様式を添付している。</p>
	部会長	事務局の説明に対し、意見・質問を求めた。
	委員	シートベルトは、2点式と3点式のどちらか。
	事務局 (教育総務課長)	2点式である。
	委員	特に1・2年生の児童については、装着時の注意点等を指導した方が良いのではないか。
	事務局 (教育総務課長)	運行開始後10日間は添乗員が同乗し、シートベルトの装着指導を行う予定である。
	委員	児童がシートベルトを装着しているかどうかは、運転手も確認するのか。
	事務局 (教育総務課長)	添乗員が同乗しなくなったら、運転手がそこまで細かく確認することはできない。
	委員	児童に任せるといふことか。
	事務局 (教育総務課長)	基本的にそうである。児童が確実に装着できるよう、最初の10日間で指導を徹底してもらおう。
	委員	危険ではないか。
	事務局 (教育総務課長)	バス事業者からは、運転手が個々のシートベルトの装着確認を行うという話はない。児童間で確認するよう指導をお願いすることも検討する。

	部会長	<p>現在も、通学班では高学年児童が低学年児童の面倒を見ることとなっているため、各校で改めて指導すれば安心であると思う。</p>
	委 員	<p>シートベルトは恐らく大人用であるため、特に低学年の児童については、抜けてしまうのではないか。</p>
	事務局 (教育総務課長)	<p>既に他自治体においてスクールバスを運行している事業者であるため、確認する。</p>
	委 員	<p>利用者に関する注意事項について、欠席する場合は、バス事業者と学校の両者に連絡しなくてはならないのか。</p>
	事務局 (教育総務課長)	<p>今後協議を進めていくが、現状学校への欠席連絡はメールで行っている。バス事業者に対しては電話連絡となるが、欠席連絡を受けてバス事業者が学校に連絡しても時間外であるため、保護者には両者に連絡してもらう必要がある。</p>
	委 員	<p>バスの定員が29名であるため、運転手を含めると児童の定員は28名となる。最初の10日間は添乗員が乗車するため、児童の定員は27名になると考えてよいか。</p>
	事務局 (教育総務課長)	<p>そのとおりである。</p>
	委 員	<p>スクールバスを運行するに当たっての責務について、バス到着時の名簿の受渡しがあるが、当日の乗員名簿をバス事業者が学校に渡すということか。</p>
	事務局	<p>そのとおりである。運転手が乗員名簿を教員に</p>

	(教育総務課長)	渡し、教員が名簿どおりに児童全員が降車したかを確認することとなっている。
	委員	ICカードを使用し、スマートフォンやPCで乗員名簿を確認できるシステムが導入されているが、それに加えて、名簿の受渡しも行うのか。
	事務局 (教育総務課長)	バス事業者からの提案では、そうである。名簿の受渡しについては省略できる可能性があるが、児童全員の降車確認については教員が目視で確認するよう要請があった。
	委員	タブレットを使用すれば紙の名簿は不要なのではないか。
	事務局 (教育総務課長)	今後調整する。
	委員	欠席する場合の連絡について、タブレットやPCで乗員名簿を確認できるが、バス事業者は保護者からの欠席連絡を受けて、紙の名簿にその旨記載し、それを学校側が受け取るということか。
	事務局 (教育総務課長)	バスが事業所から出発した後はそうなる。バス出発後に受けた欠席連絡については、無線で運転手に連絡が行くため、その時点で名簿に欠席の旨を記載する。ただし、バスの事業所は午前4時から電話に出られるため、バスが出発する前に連絡を受けた場合はあらかじめ名簿から削除できる。
	委員	ICカードを忘れた場合は、乗車できないのか。
	事務局 (教育総務課長)	運転手に忘れた旨を申し出れば、乗車できる。
	部会長	ICカードケースの形状は、ランドセルに付け

		<p>ることができるものである。</p>
	委員	<p>座席は指定席ということで、これから席を決めるに当たっては、慎重に行ってほしい。1・2年生は助手席に座ることができないと思う。また、後方に座った児童が降車する際には座席の上げ下げが発生するため、そういった事情を鑑み、乗車順や学年ごとの座席位置を決めた方が良いと思う。</p>
	事務局 (教育総務課長)	<p>バス事業者に運行事例を確認する。</p>
	委員	<p>ICカードを破損・紛失した際、再発行までにどのくらいの期間を要するか。</p>
	事務局 (教育総務課長)	<p>バス事業者を確認する。ICカードは余分に購入する予定であり、発行の際は本体に児童の氏名と乗降するバス停を登録する必要がある。そこまで長い期間は要さないと思うが、バス事業者に連絡し、学校に届くまでの期間を考慮すると、1～2日程度であると考え。</p>
	委員	<p>スクールバスを利用しない家庭について、徒歩ではなく保護者が車で送迎しても良いか。</p>
	委員	<p>保護者が毎日責任をもって送迎できれば良いが、できない日があると困る。個別相談になると思う。</p>
	委員	<p>保護者が車で送迎する場合に井泉小学校の駐車場付近が渋滞してしまう問題は解決したか。</p>
	委員	<p>井泉小学校の体育館の北側と西側の空き地を駐車場にする。そこに教職員の車約30台を駐車すれば、現在の教職員用駐車場が空くため、ゆと</p>

		りが生まれると思う。
	委 員	例えば、雨が強い日等に、一日だけ保護者が学校まで車で送迎することは可能か。
	事務局 (教育総務課長)	可能である。その場合は学校には連絡せず、バス事業者にのみ連絡することとなる。
	委 員	例えば、行きのみ保護者が車で送り、帰りはスクールバスを利用する場合には、朝にバス事業者に連絡する際にその旨を正確に伝えないと、行きも帰りも車ということになってしまうのではないか。
	事務局 (教育総務課長)	欠席であると連絡してしまった場合はそうなる。
	委 員	その場合、連絡時の伝え方も保護者にしっかりと周知しなくてはならないのではないか。
	事務局 (教育総務課長)	バス事業者が欠席者として認識していても、当該児童が実際に乗車を希望した際に拒むことはないが、どのような伝え方が最善であるかについてはバス事業者に確認する。
	委 員	バス通学12のやくそく(児童向け)の⑥について、窓から顔や手を出さないとあるが、空調も効いていると思われるため、子どもたちの安全を考えると、窓を開けないという約束にした方がよいのではないか。
	部会長	学校の遠足等でバスに乗車する際のルールに、窓を開けないというものはあるか。
	委 員	遠足では教員が同乗しており、複数の大人の目があることが前提となっている。スクールバスに

		<p>については、子どもたちに任せる部分が大きいため、厳しい縛りになってしまうが、約束を変更した方が良いと思う。</p>
	事務局 (教育総務課長)	<p>そのように変更する。</p>
	部会長	<p>児童全員の降車確認を教員が行うとのことだが、働き方改革が進んでいる中で、本来の勤務開始時刻より前から勤務しなくてはならないことについて、どう思うか。バス事業者にお願いできないのか。バス事業者にとって、確認作業はそこまで手間ではないと思うが、責任の問題なのか。</p>
	事務局 (教育総務課長)	<p>バス事業者としては、教員が立ち会わずに降車している実績がないため、当市にも同じ提案をしていると思われる。</p>
	委員	<p>ダブルチェックということか。</p>
	事務局 (教育総務課長)	<p>そのとおりである。</p>
	委員	<p>全て子どもやバス事業者に任せるのは、現実的には厳しいと思う。例えば、現在も、教員が勤務時間開始 30 分前から登校指導で勤務した場合には、30 分早く帰ってもらうか、別日に 30 分調整してもらっている。運行開始後にはバス到着時間に合わせて出勤してもらい、同様に調整するのが一番現実的であると思う。</p>
	委員	<p>当校も同様である。勤務時間より前に勤務を命じた場合は、その分勤務時間を調整するため、今回も同じ対応になるのではないか。</p>
	委員	<p>当校も同様であるが、降車確認について対応で</p>

<p>(2) スクールバス停留所の変更等について</p>	<p>事務局 (教育総務課長)</p>	<p>きるよう市が人員を配置することはできないのか。</p> <p>バス事業者との協議で、10日間の添乗員も、可能であれば、教員が同乗し指導した方が効果的である旨の提案を受けた。他市では、バスの台数を節約するために、ピストン運行を行い、1台のバスが2ルート担当している事例もある。その場合、1台目の学校到着時間は非常に早くなるが、それでも教員には立ち会ってもらっていると強く言われている。当市ではそういったことがないよう1ルート1便としているため、到着時間を限りなく勤務開始時間に近くなるように設定すれば多少は解決すると考える。市が人員を配置できるかについては検討する必要はあるが、バス事業者からは教員の方が安心であると言われている。</p>
	<p>部会長</p>	<p>議事の(2)について、事務局から説明を求めた。</p>
	<p>事務局 (教育総務課長)</p>	<p>2 スクールバス運行ルートについてである。まず、スクールバスの停留所について5点報告する。</p> <p>① 三田ヶ谷二区バス停は、キヤッセ羽生に位置を変更する。なお、キヤッセ羽生の管理者とは協議の上、了解を得ている。</p> <p>② 神鳥バス停は、近くにある喜右エ門研修所に変更できないか検討中である。 自治会長と相談しているが、バス停とするには自治会としての了解が必要であること、また、バス事業者の協同バスの判断もあるため、検討中としている。</p> <p>③ Cルート上のバス停の追加を検討している。 現在は、県道より北側のバス乗車見込み児童が6名いるが、(株)トレンディーまで行く</p>

		<p>必要があり、バス停の追加の要望があるも適地がなく、検討中としている。</p> <p>④ Bルートの出発地点の名称を、三田ヶ谷一区に変更する。より良い名称があれば、御意見いただきたい。</p> <p>⑤ Aルートについては、蓮見商店から左折で南部幹線に進入した方が良いとの意見があったことから、現在、出発地点を北袋集会所とした場合と比べ、どちらが良いか、バス事業者を確認している。</p> <p>今後、実車での走行試験を経て、最終的に決定する予定である。</p> <p>その他、報告事項についてである。</p> <p>(1) 三田ヶ谷一区のバス停はアスファルト舗装が行われている。</p> <p>(2) 八幡神社のバス停は、バス停として決定後、地権者の了解を得られれば、碎石を入れる予定である。</p> <p>(3) 村君地区のDルート上において、横断歩道の新設は厳しいが、横断帯として道路に色付けは可能であるため、今後、色付けする場所等について相談する。</p> <p>部会長 事務局の説明に対し、意見・質問を求めた。</p> <p>委員 Bルートの出発地点の名称は、三田ヶ谷二区同様、三田ヶ谷一区で良いと思う。</p> <p>委員 バス停に関しては、バス事業者が検討中である部分もあるため、バス事業者がOKしてから最終的な決定となる。また、ルートに関しても、どの道を通るのが良いかなど、バス事業者が決定するのか。</p> <p>事務局 (教育総務課長) 時期は未定であるが、教育委員会の職員が同乗した上で試走を行うこととなっているため、実際</p>
--	--	--

(3) その他	部会長	<p>に走行して問題がないか確認し、最終的な決定をする。</p> <p>議事(5) その他についてあるか。</p> <p>&lt;特になし&gt;</p>
	部会長	<p>次回の会議の日程について、事務局の説明を求めた。</p>
	事務局 (教育総務課長)	<p>今後、協同バスと教育委員会で、使用するバスと同等車による試走を行う予定である。</p> <p>今回は、この結果を受け、最終的に決定した運行路線について協議するため、次回会議日程は、未定とし、改めて通知する。</p>
4 閉会	副部会長	<p>本日の議事を終了する。</p>
<p><b>【配布資料】</b> 資料1 第10回通学部会</p>		